

越前たけふ農業協同組合

（令和6年4月1日現在適用中）

1. 商品名	・住宅ローン（新築・購入コース）
2. ご融資対象者	・当JAの組合員で個人の方。 ※当JAの組合員以外の方は、一定のご出資をいただくことで組合員となる ことができます。 ・お借入時の年齢が満18歳以上満66歳未満であり、最終ご返済時の年齢が 満80歳未満の方。 ※最終ご返済時の年齢が満80歳以上の場合は、ご本人と同居または同居予 定の満18歳以上のお子様を連帯債務者とするによりお借入れが可能 となります。その場合、連帯債務者となるお子様につきましても、JAの 組合員である必要があります。 ・前年度税込年収が150万円以上ある方。 ※自営業の方の場合は、収入から必要経費を差し引いた前年度税引前所得と します。 ・勤続または営業年数が1年以上の方。 ・団体信用生命共済（保険）に加入できる方。 ・その他、当JAが定める条件を満たす方。
3. 資金使途	・ご本人またはご家族が常時居住する住宅を建設するために必要な資金等（土 地購入を含む）であること。 ①住宅の新築、購入資金 ②マンションの購入資金 ③住宅の増改築・改装・補修資金 ④中古住宅、中古マンションの購入資金 ⑤住宅用土地購入資金（2年以内に住宅を新築し居住する予定があること） ⑥上記①～⑤の借入とあわせた他金融機関等から借入中の目的型ローン等の 残債務の借換（以下「おまとめ住宅ローン対応」という。） ⑦上記①～⑥に付随して発生する一切の費用
4. ご融資期間	・3年以上50年以内（1年単位） ・おまとめ住宅ローン対応を行う場合については、借入期間は住宅ローンにお ける貸付期間の範囲内とします。
5. ご融資金額	・10万円以上1億円以内（1万円単位） ※ただし、所要額の範囲内とします。 ・おまとめ住宅ローン対応を行う場合については、借換対象とする目的型ロー ン等の加算上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額 については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算 する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下と します。
6. ご融資利率	次のいずれかよりご選択いただけます。 ・固定金利型 最終返済時までご契約の金利が適用されます。 ・固定金利選択型（3年・5年・10年固定コース） ①新規お借入時に、固定金利期間（3年・5年・10年）をご選択いただき ます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 ②固定金利期間終了時に際して、固定金利選択のお申し出がない場合や当J Aに対するお支払いが滞っている場合、当JAが債権保全を必要とする相 当の事由が生じた場合には、固定金利を再選択することはできず変動金利

	<p>に切替えさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変動金利型 お借入後の利率は、基準日（4月1日および10月1日）の基準金利（住宅ローンプライムレートまたは長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、それぞれ6月および12月の約定返済日の翌日から新利率を適用します。ただし、元利均等返済の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入れ期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済させていただきます。 ・なお、基準金利が大幅に変動した場合は、上記以外の日に適用利率を変更する場合があります。 																		
7. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のご融資利率につきましては、当JA窓口までお問い合わせください。 																		
8. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる返済方法） ・毎月元金均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）における元金が一定金額となる返済方法） <p>※ボーナス返済の併用もできます。ただし、年2回のボーナス返済の割合は、お借入額の50%以内（1万円単位）とします。</p> <p>※年2回返済も選択することができます。ただし、専業農業者の方に限りません。</p>																		
9. 担保	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、ご融資対象住宅およびその土地に第1順位の抵当権を設定登記させていただきます。 																		
10. 保証	<ul style="list-style-type: none"> ・協同住宅ローン株式会社の保証が必要となります。 ・必要により連帯保証人をお願いする場合がございます。 																		
11. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・協同住宅ローン株式会社に対し、所定の保証料（年0.10%～年0.40%）をお支払いいただきます。 																		
12. 団体信用生命共済（保険）	<ul style="list-style-type: none"> ・当JA所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかに加入していただきます。 ・※原則として連帯債務の場合は、連帯債務者全員の団体信用生命共済加入が必要です。 ・※なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">団体信用生命共済（保険）名</th> <th style="text-align: center;">加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td style="text-align: center;">なし</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院保障特約付団体信用生命共済</td> <td style="text-align: center;">年0.1%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td style="text-align: center;">年0.1%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td> <td style="text-align: center;">年0.1%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td style="text-align: center;">年0.2%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済</td> <td style="text-align: center;">年0.1%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td style="text-align: center;">年0.2%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（ワイド）</td> <td style="text-align: center;">年0.3%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院保障特約付団体信用生命共済	年0.1%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.1%	団体信用生命共済（連生）	年0.1%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.2%	がん保障特約付団体信用生命共済	年0.1%	がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.2%	団体信用生命共済（ワイド）	年0.3%
団体信用生命共済（保険）名	加算利率																		
団体信用生命共済（特約なし）	なし																		
長期継続入院保障特約付団体信用生命共済	年0.1%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.1%																		
団体信用生命共済（連生）	年0.1%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.2%																		
がん保障特約付団体信用生命共済	年0.1%																		
がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.2%																		
団体信用生命共済（ワイド）	年0.3%																		
13. 9大疾病補償保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたってはお借入利率に以下の利率が加算されます。 																		

	年0.30%
14. 火災共済（保険）	<ul style="list-style-type: none"> ・担保物件について火災共済（保険）に加入していただきます。なお、借地上の建物など、当JAが指定する保証機関の所定の審査基準により、ご加入いただいた火災共済（保険）金請求権に第1順位の質権を設定させていただくことがあります。 ※共済（保険）金額は建物の時価相当額、期間は原則として全額償還までとします。（継続による加入も可能）
15. 手数料	<p>【保証機関手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご融資の際、33,000円の事務取扱手数料（消費税含む）が必要です。 ・JA住宅ローン（新築・購入コース 中間資金保証付）をご利用される場合は、中間資金手数料をご融資時に一括してお支払いいただきます（保証応諾額×0.20%+消費税）。 ※中間資金手数料は、繰上返済された場合でも返戻いたしません。 ・ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税含む）が必要です。 ①全額繰上返済手数料 11,000円 ②一部繰上返済手数料 5,500円 <p>【当組合手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税含む）が必要です。 ①全額繰上返済手数料 33,000円 ②一部繰上返済手数料 5,500円 ・ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、5,500円の条件変更手数料（消費税含む）が必要です。
16. 出産・育児休業特例（元金据置）	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人または連帯債務者の方が、出産・育児休業取得中、もしくは取得予定の場合において元金据置をお申込みいただけます。 ・元金据置にはお申込みが必要です。 ・元金据置は、お子さま1人あたり最長24か月、計2回（最長48か月）までお申込みいただけます。（※双子等の多胎児の場合も最長24か月となります） ・元金据置は、約定（元利金）返済を6回以上行っていただいた後、お申込みいただけます。 ・お申込み時には、出産・育児休業取得の確認資料として勤務先が発行する所定の資料等の提出が必要となります。 ・元金据置期間中も利息の支払いは必要です。 ・住宅ローンの最終期日は延長しませんので、元金返済再開後のご返済額は元金据置前より増加することにご留意ください。
17. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：0778-21-2604）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置

	<p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>福井弁護士会（電話：0776-23-5255）</p> <p>京都弁護士会（電話：075-231-2378）</p> <p>愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p>
18. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。・おまとめ住宅ローン対応を行う場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」については、「住宅の取得資金等にかかる借入残高」のみについて計算し表示いたします。・おまとめ住宅ローン対応を行う場合、資金使途に住宅資金以外の生活資金が含まれるため、民事再生法適用時の住宅資金特例措置の対象外となる可能性があります。・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。・ご返済額の試算については、当JA窓口までお問い合わせください。・書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、22,000円の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。・連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。